

令和8年度市民税・県民税申告の手引き

申告書の提出は3月16日までです

令和8年度から、税制改正により以下の内容について変更になりました。

- ・給与所得控除額の引き上げ
- ・扶養親族等の所得要件の改正
- ・特定親族特別控除の創設

※住民税の基礎控除の額に変更はありません。

控除額などの詳細は、裏面または別紙の計算表をご確認ください。
ご不明な点につきましては、八街市役所課税課までお問い合わせください。

令和8年度市民税・県民税の申告書を提出していただく時期になりました。次の事項をお読みになって、申告期限までに必ず提出してください。

1 申告をしなければならない人

- (1) 令和8年1月1日現在八街市に住所があり、前年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）に次のような所得があった人
- ① 商業・工業・農業などの事業を営んだり、地代や家賃、配当、原稿料、講演料などの所得があった人（内職・アルバイトのみの人でも所得があれば申告してください。）
 - ② 給与所得者で次のいずれかに該当する人
 - ・給与所得以外の所得があったり、2か所以上から給与を受けている人
 - ・勤務先から本市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がなかった人
 - ・令和7年中に退職した人（確定申告をすることにより、所得税の還付を受けられる場合があります。）
- (2) 市内に住所を有しないが、市内に事務所・事業所または家屋敷を有する人

※ (1)①に関して、確定申告の作成については、市役所会場では行いません。

2 申告しなくてもよい人

- (1) 給与所得者で、勤務先から本市へ給与支払報告書の提出があった人
ただし、年末調整されていない（源泉徴収票に記載のない）扶養控除や生命保険料控除、医療費控除等の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
- (2) 公的年金等以外の所得がなかった人
ただし、源泉徴収票に記載のない扶養控除や社会保険料控除、医療費控除等の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
- (3) 令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人

3 前年中に所得がなかった人

前年中に所得がなかった人は、申告書裏面の「7 所得のなかった人の記入欄」の該当箇所に記入し、申告してください。提出いただいた申告書は、国民健康保険税の算定資料となるほか、年金受給の審査や健康保険などの被扶養者の認定の際に必要な証明等の基礎資料となります。

申告書の提出がない場合は、課税（非課税）証明書や所得証明書の発行ができない場合がありますので、ご注意ください。

市民税・県民税の税額計算

市民税・県民税の税額は、次のように計算されます。

所得割

◎所得割額計算方法

$$\left(\frac{\text{前年中の所得合計}}{\text{課税所得金額(課税標準)}} - \frac{\text{所得控除}}{\text{課税所得金額(課税標準)}} \right) \times \frac{\text{税率}}{\text{税率}} - \frac{\text{税額控除}}{\text{税率}} = \frac{\text{所得額}}{\text{税率}}$$

税率

市民税（市民税額=(a)×(b)）

課税所得金額(a)	税率(b)
一律	6%

県民税（県民税額=(a)×(b)）

課税所得金額(a)	税率(b)
一律	4%

◎税額控除

- ①調整控除
- ②住宅借入金等特別控除などがあります。
詳しくは課税課へお問い合わせください。

均等割

◎均等割額	市民税	3,000円
	県民税	1,000円

○森林環境税（国税）	1,000円
------------	--------

※森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、市民税・県民税と併せて年額1,000円が課税されます。

申告受付日程など

◎日程

受付日	時間	会場
2月16日(月) ～ 3月16日(月)	午前9:00～12:00 午後1:00～3:00	市役所 第4庁舎

※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けを行いませんので、ご注意ください。

※3月15日(日)は、受け付けします。

※混雑回避のため、提出だけの方につきましては、なるべく郵送での提出をお願いします。

なお、控えが必要な場合には返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。
※毎年会場が大変混み合うことから受け付けの制限を実施する場合があります。混雑状況によっては後日来場をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

※確定申告相談の受け付けは、当日会場で配布される番号札をお取りいただきか、LINEでの事前予約ができます。
(1月26日LINE予約開始。八街市公式LINEを友達に追加後メインメニューの予約を選択してください。)

◎申告に必要なもの

- (1) 令和7年中の所得のわかるもの
- ・給与所得者は、給与所得の源泉徴収票など
 - ・公的年金等を受給している人は、公的年金等の源泉徴収票
- (2) 控除を受けるのに必要な書類（令和7年中の支払及び受取金額のわかるもの）
- ・国民健康保険、国民年金などの領収書や証明書等
 - ・生命保険、地震保険等の控除証明書
 - ・医療費控除の明細書（医療費控除を受けるには明細書の作成が必要です。領収書のみの申請はできません。）
 - ・その他控除に必要な書類（障害者手帳の写しや寄附金の受領明細書など）

八街市公式LINE
(申告会場事前予約)

提出先・問い合わせ先 八街市課税課市民税係

〒289-1192 八街市八街ほ35-29 TEL 043(443)1116 (課税課直通)

この手引きは、地方税法等の改正により、内容が変更になる場合があります。

申告書の書きかた

令和8年度 市民税・県民税申告書

表

八街市長宛
年月日提出

受付印

提出用

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	1月1日現在の住所	八街市	
	現住所(記入する場合)		
生命保険料控除	現住所(記入する場合)		
	フリガナ		
	氏名		
地震保険料控除	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	個人番号		
	社会保険の種類	支払った保険料	
合計			
生命保険料控除	新生生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計		
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	地 震 保 険 料 の 計		
	(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	(学校名)	
障害者控除	氏名	障害の程度	身 級 度
	個人番号		
	氏名	障害の程度	身 級 度
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	明・大 昭・平
	配偶者の合計所得金額		
	個人番号		
扶養控除 特定親族特別控除	氏名	生年月日	明・大 昭・平
	配偶者(特別)控除	同居	別居
	個人番号		
扶養控除 特定親族特別控除	氏名	生年月日	明・大 昭・平
	扶養控除	同居	別居
	個人番号		
扶養控除 特定親族特別控除	氏名	生年月日	明・大 昭・平
	扶養控除	同居	別居
	個人番号		
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。			
16歳控除未満の扶養親族	平・令	同居	別居
	個人番号		
	平・令	同居	別居
扶養親族	個人番号		
	平・令	同居	別居
	個人番号		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「14」にも氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。			
②⑦ 雜損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
②⑧ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	
	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
円	円	円	
・分離課税の所得等のある方は、課税課までお問い合わせください。 ・地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 ・「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。			
(備考)			

前年中、収入のなかつた人は、裏面の該当欄に記入してください。

■マイナンバー(個人番号)

市民税・県民税の申告書には

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

下記の欄には記入しないでください			
住民コード			
(電話)		翌年度申告書送付	要・不要
指定番号	宛名番号	電算入力日	

⑬社会保険料控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費や治療に必要な医薬品の購入費用などがある場合、記入してください。(医療費控除の明細書の添付)

⑮生命保険料控除…あなたが、あなたやあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約や生命共済契約・個人年金保険契約等に基づいて前年中にあなたが支払った保険料がある場合、記入してください。(証明書添付)
*前年中に支払った保険料の種別・契約締結の年月日によって控除額の計算方法が異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。(控除額を計算して記入する必要はありません)

⑯地震保険料控除…あなたが、あなたやあなたと生計をともにする配偶者、その他の親族の居住する家屋や家財などを対象とした地震等損害保険契約等に基づいて前年中に支払った保険料がある場合は、記入してください。また、平成18年末までに締結した旧長期損害保険料がある場合も併せて記入してください。(証明書添付)
*前年中に支払った保険料の種別・契約締結の年月日によって控除額の計算方法が異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。(控除額を計算して記入する必要はありません)

■本人該当

⑰～⑲あなた自身が、障害者や寡婦(ひとり親)などに該当する場合、障害の程度や控除欄の□に✓してください。

■配偶者・扶養者

⑳配偶者控除…あなたと生計をともにする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合、氏名・生年月日を記入してください。
㉑配偶者特別控除…あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で生計をともにする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合、配偶者の合計所得金額を記入してください。所得金額は「収入」から「必要経費」を差し引いた金額(源泉徴収票の給与所得控除後の金額)です。
*あなたの合計所得金額が1,000万円超であり、あなたと生計をともにする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、同一生計配偶者欄の□に✓を記入してください。

㉒㉓障害者控除・扶養控除…あなたと生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の16歳以上の扶養親族の場合、氏名・統柄・生年月日等を記入してください。また、扶養親族(15歳以下も含む)が障害者の場合障害者控除が受けられます。老人扶養(S31.1.1以前に生まれた人)特定扶養(H15.1.2からH19.1.1までの間に生まれた人)
なお、16歳未満の扶養親族の部分も市県民税の均等割・所得割の非課税限度額の算定の際に必要になりますので、該当者がいる場合は必ず記入してください。

㉔特定親族特別控除…あなたと生計をともにする19歳以上22歳以下の親族で、前年の合計所得金額が58万円超～123万円以下の場合、その親族の合計所得金額に応じて最大45万円の所得控除が受けられます。該当者がいる場合は、氏名・統柄・生年月日等を記入し、「特親」の欄に○を記入してください。

㉕雑損控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族(前年中の総所得金額等の合計金額が48万円以下のもの)が、災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合、記入してください。(証明書添付)

㉖医療費控除…あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費や治療に必要な医薬品の購入費用などがある場合、記入してください。(医療費控除の明細書の添付)

支払った医療費一補填金額等(10万円と所得金額の5%と)のいづれか少ない方の金額

また、健康の保持増進及び疾病的予防への取組として一定の取組を行っており、あなたや、あなたと生計をともにする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品の購入費用がある場合、記入してください。(取組内容の証明書類、セルフメディケーション税制の明細書の添付)
支払った特定一般用医薬品の金額-1万2千円-補填金額等

ア～シ…収入額などを記入してください。

①営業等…販売業、製造業、飲食業、金融業、修理業、各種の外交員、サービス業などから生ずる所得

②農業…農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得

③不動産…地代、家賃、賃貸代、土地や家屋の権利金、船舶などの貸付から生ずる所得

④利子…公社債及び預貯金などの利子の所得
*所得税において、源泉分離選択課税を受けた預貯金または普通預金は該当しません。

⑤配当…株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などの配当の所得について申告してください。

⑥給与…俸給、給与、賃金、賞与などの所得(源泉徴収票添付)
*源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「給与所得の内訳」の欄に記入してください。(給与所得速算表参照)

⑦雑…公的年金等(国民年金・厚生年金・恩給など)源泉徴収票添付)、業務(副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの)、その他(著述家以外の人の受けた原稿料や印税、講演料、生命保険契約に基づく年金など)の所得
*公的年金等の算出は、公的年金等速算表を参照ください。

*遺族年金等・障害者年金等を受給されている人は、申告書裏面の「所得がなかつた人」へ記入してください。これらは、非課税所得になります。

※裏面に記載

①事業専従者…専従者とは、あなたと生計をともにしている配偶者や15歳以上の親族の中で前年中にあなたの事業に6ヶ月以上の期間従事した人をいいます。青色事業専従者はその労務の対価相当額、白色事業専従者は下記の①と②のいづれか少ない金額になります。

配偶者である事業専従者…86万円①
その他の事業専従者…50万円②
事業所得+不動産所得+山林所得②
事業専従者数+1

*事業専従者とした場合は、配偶者・扶養控除を受けられません。

※裏面に記載

②寄附金に関する事項…「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体への寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。